

国家質量監督檢驗檢疫總局

目 次

- 第一 前回までの要請事項の要旨
- 第二 これまでの経過に対する評価
- 第三 今後の課題

第一 前回までの要請事項の要旨

要請 1

(再犯対策の強化を通じた抑止効果の向上)

多くの模倣品は品質を偽り、安全性などを損なうものですので、積極的な対応を要請します。

具体的要請事項は、下記の通りです。

- (1) 再犯防止のために、制裁金の認定額を高額化していただきたい。
- (2) 再犯者は必ず告発を行い、その実態を解明していただきたい。
- (3) 告発の結果などの情報を開示していただきたい。
- (4) 製造設備などの廃棄処分、営業免許等の取り消し、再教育の措置などの付帯措置を徹底していただきたい。

要請 2

(模倣品対策の強化)

商品の形態模倣は、消費者や市場に製品の混同をもたらし、品質そのものを偽る行為です。また、原産地表示の偽りや型式番号の不正表示により、消費者を欺瞞していますので、積極的な取締を要請します。

さらに下記の力添えをお願いしたい。

- (1) 反不正競争法に、商品形態の模倣の禁止を加えていただきたい。
- (2) 部分意匠制度の導入をすること。
- (3) 意匠の新規性等の判断基準に中国以外の国での公知・公用例を採用すること
- (4) 冒認出願を無効理由とすること。

要請 3

(押収関係費用の負担の適正化)

押収品の倉庫保管料等の費用を権利者に一切負担させないでいただきたい。
また、押収品を競売に付することの廃止も徹底をお願いします。

要請 4

(関係機関の連携強化)

- (1) 偽劣商品問題に携わる関係諸機関の連携を強化していただきたい。
- (2) 特に税関との連携強化を徹底していただきたい。

要請 5

(適正で迅速な執行の確保)

- (1) 地方保護主義を排し、全国画一の基準の確立と適正な執行の確保をしていただきたい。
- (2) 真贋判定を含め、処分決定までの時間を短縮していただきたい。

第二 これまでの経過に対する評価

国会質量監督検査検疫総局におかれては、製品品質法に基づき、品質安全基準による管理監督努力、劣質な品質の模倣品取締りの強化が着実に進捗しているものと思われ、その取組に感謝いたします。

また、日・中の協力支援として、2004年11月、(社)電子情報技術産業協会(JEITA)と中国業界にて協力メカニズムの構築が了解されており、具体的な対策にむけて、交流を進めております。

しかしながら、2005年1月に日本政府の権利保護基盤の強化に関する専門調査会が行った、模倣品・海賊版対策に対する意見募集の結果からもわかる通り、型式番号の不正表示、「Made in Japan」ブランド虚偽表示、模倣品等による被害が世界的に拡大し深刻化し続けていると多くの日本企業から報告されています。

要請事項1について

- ・制裁金の引き上げ

製品品質質量法の改正の際に制裁金の算定基準をこれまでの違法所得から、違法経営額に改正していただきました。

- ・情報公開

2003年11月には、300社の不良鋼材メーカーの、また、昨年には不良化学肥料メーカー、悪質な粉ミルクメーカーのブラックリストが公開され、消費者保護の観点からもその効果が期待いたします。

要請事項2, 4, 5に関連して

- ・取締りの強化

呉儀副総理が主導する知的財産権保護キャンペーンは、2004年9月から2005年12月まで、全国規模で展開されており、さらなる取締り強化を期待しております。

具体的には下記の2点でその取り組みに感謝し、かつ成果に期待いたしております。

品質の悪い鉄鋼を生産している工場に対して送電を止める処分を行うなどの対策を取っていただいている事及び、今後企業から要望のある他分野でも同じ方法で実施をしていきたい旨、伺っております。その取組に感謝いたします。

2004年12月に山東省にて、大規模なベアリングの偽劣品ネットワークを摘発して頂きました。ベアリングは身体の安全に直接的に関わる製品ですので、今後も同様の取締り強化を期待しております。

- ・関係機関の連携強化

2005年4月の官民合同実務レベルミッションにおいて、質量監督検査検疫総局、財政部、工商行政管理総局の三者共同による違法活動の通報・検挙に関する取組、有名ブランド企業との模倣品の取締りに関する共同の取組を紹介していただき、貴総局の積極的な取組に感謝致します。

第三 今後の課題

要請事項 1, 2, 4, 5 についての上述の内容については、改善が図られたものと考えられますが、その他の要請事項について、更なる改善の余地が残されている点が今後の課題と思われます。

優先事項 1 (取締りと刑事訴追の強化)

貴局においては、製品品質法に基づく取締りを積極的に実施していただいておりますが、今後も引き続き積極的な取締りをお願い致します。

また、取締機関同士の連携を強化していただきますようお願いいたします。

優先事項 2 (再犯者対策の強化を通じた抑止効果の向上)

模倣品製造流通により摘発された者の再犯率は高く、再犯者に対して厳格に対応することが非常に重要であると考えております。

具体例として、以下のようなケースが報告されています。

(A) 日本自動車工業会の調査では、中国の 8 都市での自動車部品模倣品の平均再犯率は 52% との調査結果があります。

(B) あるメーカーでは、一年間に 4 社の再犯を発見し、摘発しております。

(a) A 社

初回 2002.9.13 処罰未決定 2 回目 2003.7.9 廃棄証明のみ、罰金なし

(b) B 社

初回 2003.8.29 20,000RMB の罰金 2 回目 2003.9.9 20,000RMB の罰金

(c) C 社

初回 2003.3.22 廃棄証明のみ、罰金なし 2 回目 2003.9.17 処罰未決定

(d) D 社

初回 2003.7.8 8,000RMB の罰金 2 回目 2003.10.28 廃棄証明のみ、罰金なし

なお、再犯防止のために当方が過去に要請しているのは、以下の 4 項目です。2005 年 4 月の官民合同実務レベルミッションでは、貴総局の積極的な取組についてご紹介いただきましたが、今後も引き続き積極的な対策をお願い致します。

(1) 再犯防止のために、制裁金の認定額を高額化していただきたい。

(2) 再犯者は必ず告発を行い、犯罪の実態を解明していただきたい。

(3) 告発の結果などの情報を開示していただきたい。

(4) 製造設備などの廃棄処分、営業免許等の取り消し、再教育の措置などの付帯措置を徹底していただきたい。

また、不良鋼材メーカー、不良化学肥料メーカー、悪質な粉ミルクメーカーのみならず、電気電子、化学、その他の品目も順次、ブラックリストを公開されることを期待しています。

その他の事項

原産地不当表示の取締り

「Made in Japan」ブランドは、長年にわたり形成されてきた日本企業ブランドの総体ですが、多くの日本企業は中国をはじめとする東南アジアに生産拠点をシフトした結果、「Made in China」等々その原産地を正しく表示しています。しかるに、逆に中国のメーカーの中には中国国内製品を「Made in China」と表示すべきであるにも拘わらず、「Made in Japan」として偽りの表示をする例があとをたたず、原産地表示に関する品質の信頼が損なわれています。また、輸出品については輸出されるまでは、「Made in China」のシールを貼って隠蔽する巧妙な事例も発生していますので、原産地の虚偽表示の取締を一層、強化していただきたい。

型式番号の不正表示

2004年5月の実務レベル会合で、安全性に関わる製品については、3C認定にて型式保護を検討しているが、その法的根拠で苦慮しているとありますが、引き続き、さらなる検討をお願いします。

2次電池の模倣品取締り

2次電池の模倣品取締りについて、2004年5月の実務レベル会合にて、全国統一の摘発キャンペーン等の実施を検討したいとの回答がありましたので、その実施が待たれるところです。

今後、日・中で協調の上、さらなる改善協力に取り組んでいきたいと考えます。

以上

国家質量監督検査検疫総局への協力

国家質量監督検験検疫総局御中

模倣品対策における日・中協力について

国際知的財産保護フォーラム
訪中代表団 団長 宗国 旨英

拝啓 新春の候、時下ますますご清祥の段、お喜び申し上げます。

さて、わたくしども国際知的財産保護フォーラム（以下IIPPF）は2005年1月に貴機関へ書面を送付させていただき、日・中の模倣品対策における友好的な提案をさせていただきました。その回答を貴機関よりいただき、IIPPFより提案致しました協調と支援の内容につきまして 模倣品の事例集のセミナー開催プロジェクト 模倣品摘発者リスト作成 について賛同いただきましたことを感謝致します。今後は、この内容をいかに具体的に展開していくかについて打合せをさせていただきますので宜しくお願い申し上げます。

つきましては、 と の内容につき展開計画を作成致しましたので、内容を確認いただき、要望などありましたら4月18日からの週にIIPPFとして再度訪中を予定しておりますので、その面会の際にご意見などをいただきますようお願い致します。

敬具

1. 協調と支援内容の計画について

模倣品の事例集のセミナー開催プロジェクト

模倣品事例集セミナー プロジェクト <展開計画> IIPPF																		
行政機関	05年						06年											
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	
質量監督局要望				▽	要望 まとめ													
実施可否検討					▽	事例集「-ダ'ヨリツク」版の展開も合わせて検討		▽										
実施準備								▽	段取り	▽								
セミナー開催										▽	セミナー開催		▽					
実施結果フォロー													▽	実施結果 アンケート		▽		

2005年5月までに、セミナーを実施する質量監督局の決定（要望にて）

2005年6月～9月まで セミナーの実施をIIPPFにて検討・準備

2005年10月～ セミナーの実施

セミナー開催後、活用状況などについてアンケートを実施

模倣品摘発者リスト作成

摘発者リスト作成プロジェクト <展開計画> I I P P F																	
	05年												06年				
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
要望、整理	要望・整理			▽													
アンケート作成 まとめ、再検討			アンケート作成、まとめ、再検討		▽												
リスト作成							リスト作成		▽								
提供										提供		▽					
活用状況確認													活用状況		▽		
まとめ													アンケート、まとめ		▽		

- 2005年5月までに、リストの内容について、質量監督局からの要望・整理。
- 2005年6月～8月までに各社にアンケート実施、リスト作成可否の再検討。
- 2005年8月～10月にリスト作成。
- 2005年11月頃にリストを提供。
- 2006年1月～3月にかけて活用状況のアンケート実施。

2. 上記計画を推進するにあたっての貴機関の窓口を設定していただきたい。4月の訪中時にご教授下さい。I I P P F側の窓口は、

日本知的財産協会 事務局長 土井 英男

Tel : +81-3-5205-3432、 Fax:+81-3-5205-3391 E-mail: doi@jipa.or.jp

中国国際貿易促進委員会 専利商標事務所 傅 存民

Tel : 66046032、 Fax:66413211 E-mail: fucm@ccpit-patent.com.cn

となります。

以上